

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2837号から第2936号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の100件の答申を行いました。

横浜市長が権利の濫用に該当するとして行った非開示決定は妥当であり、また、その余の開示決定、一部開示決定及び非開示決定は、いずれも取り消すべきものとは認められないと判断しています。

1 答申の件名

「行政文書の開示請求の事務処理について（依頼）（平成28年度市市情第913号）」ほかの開示決定、一部開示決定及び非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2837号から第2936号まで】

2 諮問までの経過等

答申別表1及び別表2に記載。

3 対象行政文書、原処分決定内容、審査会の結論

対象行政文書及び原処分決定内容について、答申別表1に記載。審査会の結論は、「権利の濫用に該当するとして非開示とした決定は妥当であり、また、「決定通知書記載の行政文書」を開示とした決定、一部開示とした決定及び非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。」。

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2837 ～ 2936	<p>《答申別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った開示、一部開示又は非開示決定（以下「本件各処分」という。）に至る経緯について》</p> <p>ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地A」という。）地先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、平成13年に、土地Aは審査請求人と住所を同じくする甲の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、甲に対して実施機関による是正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。</p> <p>また、土地Aに関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。しかし、このような状況のもとで甲は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等に誤りがある、境界標が自分の所有地を侵しているなどと市に対して主張し続けている。</p> <p>イ 以上のことに伴い、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として、甲は、平成22年度頃から現在に至るまで際限なく繰り返し開示請求及び本人開示請求（以下「開示請求等」という。）を行い、平成28年度</p>

答申 番号	判断の要旨
2837 ～ 2936	<p>頃からはさらに開示請求等に係る開示決定等（以下「開示決定等」という。）について、全てを開示する開示決定に対してもその取消しを求めるなど、現在に至るまで同様に繰り返し審査請求を行っている。</p> <p>ウ 当審査会は、平成29年度以降の甲の一連の開示請求等について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2351号から第2680号まで及び第2681号から第2687号まで（以下「先例答申」という。）において、既に権利の濫用に該当すると判断している。</p> <p>エ そうしたなかで、平成29年12月以降、審査請求人から、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象に繰り返し開示請求がなされるようになり、平成31年4月以降はより頻繁になされるようになった。そして、これらに係る開示決定等について審査請求人は繰り返し審査請求を行っている。</p> <p>《答申別表1(1)の「開示請求書記載の行政文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書1」という。）及び答申別表1(2)の「決定通知書記載の行政文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書2」という。）について》</p> <p>本件審査請求文書1は、答申別表1(1)の「開示請求書記載の行政文書」欄に記載の行政文書であり、本件審査請求文書2は、答申別表1(2)の「決定通知書記載の行政文書」欄に記載の行政文書であるが、その記載からそれらの全てが土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であると認められる。</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書1の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）については、条例第5条第2項に規定する権利の濫用に該当するとして非開示決定を行い、本件審査請求文書2については、答申別表1(2)のとおり開示決定、一部開示決定又は非開示決定を行った。</p> <p>《審査請求人に係る開示請求の状況について》</p> <p>審査請求人は、平成29年12月以降、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連して実施機関が保有する行政文書を対象として繰り返し開示請求を行っており、開示決定等についても現在に至るまで繰り返し審査請求を行っている。</p> <p>当審査会が実施機関の資料等を確認したところ、次のような事実が認められた。</p> <p>なお、本件開示請求1及び別表1(2)の「開示請求書記載の行政文書」欄記載の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求2」という。本件開示請求1及び本件開示請求2を総称して、以下「本件開示請求」という。）は、その全てが次の開示請求に含まれるものである。</p> <p>ア 審査請求人は、土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書について、平成29年12月以降、令和元年度末までの間に、実施機関あてに、190通の開示請求書で少なくとも260件の行政文書の開示請求を行っている。実施機関の資料によれば、審査請求人からの1通の開示請求書に対応するのに、少なくとも1時間、ほとんどの場合は2時間以上を要しており、1通で複数の行政文書を請求している案件等については合計12時間を要している場合も認められる。</p> <p>イ 不適正な行為に係る事実</p> <p>(ア) 郵送を希望する開示請求は少なくとも30件あり、決定通知書に納付書（写しの作成及び送付に要する費用）を同封して郵送したが、1件を除き納付がなされておらず、写しの交付が行えていない。</p> <p>(イ) 閲覧を希望する開示請求は少なくとも7件あり、決定通知書に開示の実施日時等を記載して送付しているが、開示の実施日時の変更を希望する旨の連絡等もなく、開示の実施に応じないため、すべて開示の実施ができていない。</p> <p>(ウ) 令和元年8月以降、短期間のうちに過去に請求のあった行政文書と同一の行政文書が特定されることが明らかであるにも関わらず、繰り返し開示請求を行っており、明らかに同一の行政文書が特定される開示請求が9件に及ぶ場合があった。</p> <p>ウ 甲の一連の開示請求等と関連する事実</p> <p>(ア) 審査請求人が令和元年度末までに請求した行政文書は、全て土地A地先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関連する行政文書であることが認められた。そして、その対象行政文書の多くは甲の一連の開示請求等に係る対象行政文書と同じものであって、当審査会が先例答申において既に権利の濫用に該当すると判断した請求と同じである。</p> <p>(イ) 審査請求人の開示請求については、甲が受付窓口を開示請求書を提出しており、審査請求人が窓口で提出した事実はこれまで確認できていない。</p>

答申 番号	判断の要旨
2837 ～ 2936	<p>(ウ) 審査請求人及び甲が同日付の開示請求書で「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に全く同一の長文記載をして開示請求を行っている案件が複数認められた。さらに、全く同一の記載ではない場合でも、共通する文言及び記載内容が多く認められ、甲の行った開示請求に係る記載や甲宛ての当審査会の答申についての記載、甲の行動に係る記載等多くの甲に関連した記載が認められる。</p> <p>(エ) 審査請求人は、実施機関が甲に対して非開示決定を行った直後に、当該非開示決定の非開示決定通知書の文書番号を開示請求書に記載した上で、当該非開示決定通知書の記載内容に係る行政文書を請求している。</p> <p>《本件開示請求の権利濫用該当性について》</p> <p>以上を踏まえ、当審査会は、本件開示請求の権利濫用該当性について以下検討する。</p> <p>ア 条例第5条第2項では、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」と規定し、同条第3項では「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」と規定している。</p> <p>イ 権利の濫用とは、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいう（法令用語研究会編「法律用語辞典（第5版）」（有斐閣））。</p> <p>横浜市の情報公開制度の目的は、情報を公開することにより「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資すること」（条例第1条）であり、市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることが期待されている。したがって、開示請求者は、このような条例の目的に即した適正な請求を行うことが要請されているのであり、制度本来の趣旨を著しく逸脱した請求は、権利の濫用に該当することとなる。</p> <p>具体的には、開示請求者の言動、開示請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した結果、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせる場合であって、かつ実施機関に対する請求者の害意が認められるときは、条例第5条第2項に規定する開示請求権の濫用に該当すると解される。</p> <p>ウ 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引」によれば、実施機関は、特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、具体的な事例を類型化して、次の四つを判断の基準として運用している。</p> <p>(ア) 請求者の言動、請求の内容、方法等から開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(イ) 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(ウ) 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(エ) 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>エ 上記《審査請求人に係る開示請求の状況について》の項目（以下「請求状況の項目」という。）で認定した事実によれば、実施機関においては、審査請求人の開示請求に対応するために上記請求状況の項目アのような多大な時間と労力を要しており、その結果、実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていると認められる。</p> <p>また、審査請求人の開示請求では、「開示の実施等において不適正な行為が繰り返され」（上記請求状況の項目イ）、審査請求人は、「開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求」を繰り返し行っている（上記請求状況の項目イ及びウ）。</p> <p>加えて、上記請求状況の項目ウのような審査請求人の開示請求の内容や方法等から、審査請求人の開示請求は甲の一連の開示請求等と一体的になされていることが認められるところ、甲の一連の開示請求等については、既に当審査会で権利の濫用に該当すると判断している。</p> <p>上記請求状況の項目ア、イ及びウのような審査請求人の一連の言動、請求の内容、方法等の客観的事実を踏まえると、審査請求人には「開示を受ける意思のないこと」が認められ、「開示請求の目的が文書開示以外にある」ことは明らかであり、これら審査請求人の</p>

答申 番号	判断の要旨
2837 ～ 2936	<p>行為が実施機関の他の行政事務の適正な遂行に著しい支障をきたしていることを審査請求人は当然に認識していると考えられることから、上記請求状況の項目の審査請求人の開示請求に係る一連の行為は害意に基づくものと評価することができる。</p> <p>オ 本件開示請求は、その全てが上記請求状況の項目の開示請求に含まれるものであって、害意に基づき実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障をきたすものと評価することができる。</p> <p>したがって、本件開示請求は、権利の濫用に当たり、条例第5条第2項に該当する。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって横浜市（以下「市」という。）が市政に関し市民に説明する責務を全うするようにし、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

お問合せ先	
市民局市民情報課長 小林 且典	Tel 045-671-3881